平成２１年（フ）第１３１号
長野県小諸市大字市435番地１、前住所長野県小諸市大字市642番地１
債務者　伊藤ゆかり
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１６９号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1818番地20
債務者　土屋　昭利
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１７０号
長野県佐久市岩村田3334番地１　花園団地Ｃ103号
債務者　込山　満絵（旧姓朝倉）
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１７１号
長野県佐久市北川375番地５
債務者　百瀬　雅博
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１７３号
長野県佐久市中込１丁目19番地２　サングリモ中込団地309
債務者　内川　貞子
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第７４６号
愛知県西尾市中畑町南側30番地
債務者　稲垣　貴子
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７８６号
愛知県碧南市札木町１丁目３番地１　プラザ・ヴェルデＢ棟203号
債務者　和宝こと　中野　綾子（旧姓丸山）
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２７号
岡山市北区鹿田本町３番２号　プレール鹿田本町205号室
債務者　松岡弘幸こと　李　　弘幸
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７５号
岡山市北区清輝橋２丁目３番20号　コーポラス医大東206号
債務者　小西恵美子
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３７号
岡山県倉敷市児島小川10丁目７番３―205号
債務者　横道　優子
１　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１５８９号
東京都板橋区中丸町53―15―810
債務者　福嶋　照雅
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５９０号
東京都品川区西五反田４丁目９―15
債務者　田中真一郎
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６８５号
東京都墨田区向島５丁目14―６―102
債務者　竹上　晃央
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７０７号
東京都江東区北砂５丁目20―１―215
債務者　井川　　昇
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７０８号
東京都江東区北砂５丁目20―１―215
債務者　井川　惠子
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部